

通行税法案要綱

一 納税義務者

汽車、電車、乗合自動車、船舶（ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び航空機の乗客は、通行税を納める義務があるものとする。

（第一条関係）

二 課税標準及び税率

通行税の課税標準は、汽車、電車、乗合自動車、船舶（以下「汽車等」という。）及び航空機の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等とし、その税率は、百分の五とするものとする。

（第二条関係）

三 非課税

次の者は、一にかかわらず、通行税を納める義務がないものとする。ただし、1又は2の者が支払う

寝台料金（一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。）又は特別車両料金等に係る通行税並びに 3 又は 4 の者（汽車等の二等の乗客及び船舶の一等の乗客を除く。）が支払うこの法律の施行地内にある停車船場（飛行場を含む。以下同じ。）間の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等及び 3 又は 4 の者が汽車等の二等の乗客又は船舶の一等の乗客として支払うこの法律の施行地内にある停車船場間の寝台料金（一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定める者を除く。）又は特別車両料金等に係る通行税については、この限りでないものとする。

- 1 汽車等の二等の乗客（ 3 及び 4 の者をのぞく。）
- 2 船舶の一等の乗客（ 3 及び 4 の者を除く。）
- 3 この法律の施行地外からこの法律の施行地内に来る乗客
- 4 この法律の施行地内からこの法律の施行地外に行く乗客

（第三条関係）

四 等級区分

- 1 汽車等で普通旅客運賃につき上下の区分を設けないものについては、二等の等級を定めたものとみなすものとする。
- 2 汽車等で普通旅客運賃につき上下の区分を設けないものについては、それぞれの運賃に対する等級は、これらに付せられた名称のいかんを問わず、次の区分に応じて定める等級とみなすものとする。
 - (1) 最低の運賃及び最低の運賃の百分の百五十未満の運賃に対応する等級 二等
 - (2) 最低の運賃の百分の百五十以上百分の三百未満の運賃に対応する等級 一等
 - (3) 最低の運賃の百分の三百以上の運賃に対応する等級 一等及び二等以外の等級

(第四条関係)

五 徴収等

通行税は、汽車等又は航空機により旅客を運送する事業を営む者が、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等の領収の際に徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、国に納付しなければならないものとする。

(第五条関係)

六 営業の開廃等の申告等

営業の開廃等の申告、記帳義務、罰則その他この法律の施行にに關し必要な措置について定めるものとする。

(第六条 ~ 第十四条關係)

七 施行期日等

この法律は、平成二年四月一日から施行し、同日以後に領収する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寢台料金又は特別車両料金等（同日前に行った汽車等又は航空機による役務の提供に係る対価として領収するものを除く。）に係る通行税について適用するものとする。

(附則第一条關係)

八 経過措置

営業の開廃等の申告等に関する経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条・第三条關係)

九 関係法律の改正

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律その他の法律に関し所要の改正を行うものとする。

(附則第四条～第十条関係)